

平成 26 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 E R I ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中澤 芳樹
(コード番号：6083 東証第一部)
問 合 せ 先 広報IRグループ長 渋谷 克次
(TEL. 03-5770-1520)

当社子会社に対する訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

当社の子会社である日本ERI株式会社（以下、「日本ERI」）が、株式会社日本リート（以下、「日本リート」）から提起されておりました損害賠償請求訴訟事件について、平成26年4月22日付で大阪高等裁判所において判決が言い渡され、本日判決書の送達を受けましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日

(1) 裁 判 所：大阪高等裁判所

(2) 判決年月日：平成26年4月22日

(当社が判決書の送達を受けた日 平成26年4月24日)

2. 訴訟の当事者の概要

(1) 子会社（被告、被控訴人）の概要

①名 称：日本ERI株式会社

②所 在 地：東京都港区赤坂8丁目5番26号

③代表者の役職・氏名：代表取締役 中澤 芳樹

(2) 相手方（原告、控訴人）の概要

①名 称：株式会社日本リート

②所 在 地：大阪府中央区北久宝寺町4丁目4番2号

③代表者の役職・氏名：代表取締役 松島 敬尚

3. 判決に至るまでの経緯

日本リートは、事業主・建築主として分譲マンションを販売しており、当該マンションが建築基準法上必要な耐震強度を満たしていないとして、平成21年4月27日、日本E R I、建築事務所及び同事務所の代表者並びに構造計算に関与した建築士に対し、損賠賠償（請求金額5億5,899万7,667円及びこれに対する年5分の割合による金員）を求める訴訟が大阪地方裁判所に提起され、平成24年3月29日、同裁判所は日本E R Iに対する請求を全て棄却し、日本E R Iを除く被告に対して連帯して4億7,790万1,063円及びこれに対する年5分の割合による金員の支払を命ずる判決を言い渡しました。

本訴訟は、当該判決を不服として平成24年4月13日、日本リートが日本E R Iに対し損害賠償（4億7,790万1,063円及びこれに対する平成21年6月4日から支払済みまで年5分の割合による金員）を求め、大阪高等裁判所に控訴していたものです。

4. 判決の概要

大阪高等裁判所は、日本E R Iに対し、日本リートへ1億4,764万3,183円及びこれに対する平成25年2月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払うよう命じ、その余の請求は棄却されました。また、訴訟費用は、第1、2審を通じその3割を日本E R Iが、7割を日本リートが負担することを命じられました。

5. 今後の見通し

今回の日本E R Iの判決内容を訴訟代理人と慎重に協議を重ねた結果、改めて上告審において当社の考えを主張し最高裁判所の判断を求めることが必要であるとの結論に至りました。今後は速やかに上告の提起及び上告受理の申立ての手続きを行い、本判決の是正を求めていく方針であります。

なお、現時点では、本判決による当社連結業績への影響は精査中であり、今後開示すべき事項が発生するなどした場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上